

奈良っ子はぐくみ自然保育推進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、自然保育の推進を図るため、奈良っ子はぐくみ自然保育認証制度実施要綱（令和4年10月28日施行）に定める認証を受けた団体（以下「認証団体」という。）に対し、自然保育を取り入れることにより、自然に触れる中で好奇心・探究心などの感性を豊かにし、「自己肯定感・自尊感情」「他者への寛容なところ」「健やかな身体」を培うことを目的とする事業に要する経費の一部について、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、奈良県補助金等交付規則（平成8年6月奈良県規則第8号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象経費及び補助率)

第2条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助率は次のとおりとする。

対象事業者	奈良っ子はぐくみ自然保育認証制度実施要綱に定める認証を受けた団体
対象経費	自然保育推進事業に要する下記の経費。 研修受講費、フィールド整備・安全確保費（賃金、委託費）、外部指導者謝礼、施設や実習への使用料及び移動経費、傷害保険費、消耗品費、その他知事が認める経費 ただし、これらの経費のうち保護者が負担すべき経費及びその他の収入を除く。
補助率	1/2以内 ただし、補助金額は1団体あたり15万円を限度とする。

- 2 補助事業により取得し、又は効用を増加した財産については、知事の承認を受けないで、補助の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、または担保に供してはならない。
- 3 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- 4 知事の承認を受けて、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を処分し、収入があった場合においては、その収入の全部又は一部を県に納付すべき事を命じることがある。

(交付申請)

第3条 補助金の交付を受けようとする認証団体は、奈良っ子はぐくみ自然保育推進事業補助金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、別に定める日までに知事に提出しなければならない。

- (1) 奈良っ子はぐくみ自然保育推進事業実施計画書（第2号様式）

(2) (1)に係る予定期間や金額等の根拠資料

(3) その他知事が必要と認める書類

- 2 補助金の交付の申請をしようとする認証団体は、前項に規定する補助金の交付の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助対象経費に占める補助金の割合を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）に相当する額を減額して申請しなければならない。ただし、補助金の交付の申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

（補助金の交付の決定）

第4条 知事は、前条の書類を受理した場合において、当該申請にかかる書類の審査および必要に応じて行う現地調査等により、適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、当該申請者に対し、書面により通知するものとする。この場合において、知事が補助金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、条件を付けることができる。

- 2 知事は、前項の交付の決定を行うに当たっては、前条第2項本文の規定により補助金に係る消費税等仕入控除税額に相当する額を減額して補助金の交付の申請がなされたものについては、審査の上、適当と認めるときは、当該消費税等仕入控除税額に相当する額を減額して交付の決定を行うものとする。

（申請の取下げ）

第5条 前条第1項の規定による決定を受けた申請者（以下「補助事業者」という。）は、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、同項の規定による交付の決定の通知を受けた日から15日以内にその旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。

（変更の承認の申請）

第6条 補助事業者は、内容又は経費の配分の変更（軽微な変更を除く。）の承認を受けようとするときは、奈良っ子はぐくみ自然保育推進事業補助金変更交付申請書（第3号様式）を第3条に定める申請手続に準じて知事に提出し、第4条の規定に準じて承認を受けなければならない。

- 2 前項に規定する軽微な変更とは、次に掲げる場合をいう。

(1) 交付決定額に対する20%未満の減額の場合

(2) 交付決定額に対する減額の範囲内での経費の配分の変更を行う場合

(指示及び検査)

第7条 知事は、補助金の交付の決定を受けたものに対し、必要な指示をし、または書類、帳簿等の検査を行うことができる。

(状況報告)

第8条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告しなければならない。

(実績報告)

第9条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、奈良っ子はぐくみ自然保育推進事業実績報告書(第4号様式)に、次に掲げる書類を添えて、当該補助事業の完了の日から起算して30日を経過した日又は交付決定を受けた日の属する会計年度の末日のいずれか早い日までに、知事に報告しなければならない。

(1) 奈良っ子はぐくみ自然保育推進事業実績書(第5号様式)

(2) (1)に係る支出日や金額等の根拠資料

(3) その他知事が必要と認める書類

2 補助金の交付を受けた者は、前項の実績報告を行うに当たって、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(補助金の確定及び交付)

第10条 知事は、前条の規定による報告を受けた場合において、書類の審査および必要に応じて行う現地調査等により、その内容を適当と認めるときは、補助金の額を確定し、補助事業者に書面により通知するものとする。

2 前項の規定による通知を受けた補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金請求書(第6号様式)を知事に提出しなければならない。

(消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第11条 補助金の交付を受けた者は、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、奈良っ子はぐくみ自然保育推進事業消費税等仕入控除税額報告書(第7号様式)に次に掲げる書類を添えて、速やかに知事に報告しなければならない。

(1) 消費税及び地方消費税の申告に用いた書類及び添付資料の当該補助金に係る部分の写し

(2) その他知事が必要と認める書類

(交付決定の取消し等)

第12条 知事は、補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 第4条第1項後段の規定により知事が付けた条件に違反したとき。
- (2) 第6条の規定に違反したとき。
- (3) 第7条の規定による知事の指示に従わなかったとき、または検査を拒み、忌避し、しくは妨げたとき。
- (4) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

2 前項の規定により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合にあっては、知事は、当該取消しに係る部分に関し既に交付した補助金の返還を命ずるものとする。

(補助金の経理等)

第13条 補助事業者は、補助金に係る経理についての収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年10月28日から施行する。

第1号様式

第 号
年 月 日

奈良県知事殿

施設 住所
施設名
申請者 住所
申請者 氏名

※認可団体が法人の場合は法人住所と理事長名をご記入ください。

奈良っ子はぐくみ自然保育推進事業補助金交付申請書

年度奈良っ子はぐくみ自然保育推進事業補助金 金 円
を交付されたく、奈良っ子はぐくみ自然保育推進事業補助金交付要綱第3条の
規定により、次の関係書類を添えて申請します。

- (1) 奈良っ子はぐくみ自然保育推進事業実施計画書（第2号様式）
- (2) (1)に係る支出日や金額等の根拠資料

第2号様式

奈良っ子はぐくみ自然保育推進事業実施計画書

1 事業の実施予定期間

年 月 日 から 年 月 日 まで

2 自然保育における活動計画

(活動に使用する場所の概要および、どのような活動を行うかを記載)

3 事業計画

支出内容	数量	金額	目的等
		円	
計			

※支出内容欄は、支出しようとする具体的内容について記載。

※目的等は、研修受講費にあつては研修名を、講師等謝礼については講師等の所属等を、
その他のものにあつては、2に記載した自然保育活動との関連について記載。

4 収支予算

(1) 収 入

区 分	予算額	備考
県補助金		
その他		
計		

(2) 支 出

区 分	予算額	備考
計		

上記のとおり相違ありません。

年 月 日

施設 住所
施設名
申請者 住所
申請者 氏名

第3号様式

第 号
年 月 日

奈良県知事殿

施設 住所
施設名
申請者 住所
申請者 氏名

※認可団体が法人の場合は法人住所と理事長名をご記入ください。

奈良っ子はぐくみ自然保育推進事業補助金変更交付申請書

年 月 日付け奈良県指令はぐくみ第 号で交付決定の
あった標記補助金について、奈良っ子はぐくみ自然保育推進事業補助金交付要
綱第6条の規定により、変更交付されたく関係書類を添えて申請します。

- (1) 奈良っ子はぐくみ自然保育推進事業実施計画書（第2号様式）
- (2) (1)に係る支出日や金額等の根拠資料

第4号様式

第 号
年 月 日

奈良県知事殿

施設 住所
施設名
申請者 住所
申請者 氏名

※認可団体が法人の場合は法人住所と理事長名をご記入ください。

奈良っ子はぐくみ自然保育推進事業実績報告書

年度奈良っ子はぐくみ自然保育推進事業を完了したので、その事業実績について、奈良っ子はぐくみ自然保育推進事業補助金交付要綱第9条の規定により、次の関係書類を添えて報告します。

- (1) 奈良っ子はぐくみ自然保育推進事業実績書（第5号様式）
- (2) (1)に係る支出日や金額等の根拠資料

第5号様式

奈良っ子はぐくみ自然保育推進事業実績書

1 事業の実施予定期間

年 月 日 から 年 月 日 まで

※期間については、交付決定日から実績書提出日までとする。

2 自然保育における活動計画

(活動に使用する場所の概要および、どのような活動を行ったかを記載)

3 事業実績

支出内容	数量	金額	目的等
		円	
計			

※支出内容欄は、支出した具体内容について記載。

※目的等は、研修受講費にあつては研修名を、講師等謝礼については講師等の所属等を、

その他のものにあつては、2に記載した自然保育活動との関連について記載。

※補助事業に関する活動状況について写真を添付すること。

4 収支決算

(1) 収入

区 分	決算額	備考
県補助金		
その他		
計		

(2) 支出

区 分	決算額	備考
計		

上記のとおり相違ありません。

年 月 日

施設 住所
施設名
申請者 住所
申請者 氏名

第6号様式

補助金請求書

金

円

ただし令和 年度奈良っ子はぐくみ自然保育推進事業補助金

上記の通り、請求します。

年 月 日

奈良県知事 殿

住所

施設名

請求人氏名

第7号様式

第 号
年 月 日

奈良県知事殿

施設 住所
施設名
申請者 住所
申請者 氏名

※認可団体が法人の場合は法人住所と理事長名をご記入ください。

奈良っ子はぐくみ自然保育推進事業消費税等仕入控除税額報告書

年度奈良っ子はぐくみ自然保育推進事業を完了後に、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が下記の通り確定したので、奈良っ子はぐくみ自然保育推進事業補助金交付要綱第9条の規定により、次の関係書類を添えて報告します。

補助金交付額

円

(令和 年 月 日はぐくみ第 号決定)

当該補助金に係る消費税等仕入控除税額

円

内訳 .

.

.

関係書類

(1) 消費税及び地方消費税の申告に用いた書類及び添付資料の当該補助金に係る部分の写し